

令和6年度 市・県民税・森林環境税 特別徴収のしおり

定額減税制度についてのご案内がありますので、
裏表紙もご確認ください。

福島市

市区町村コード(07201)

- ◆税額(税額変更)の内容、納税義務者の異動に関するお問い合わせ
市民税課市民税第一係 内線 2426・2427・2428
直通 (024)525-3791
- ◆未過納税額照会、納入済の税額等に関するお問い合わせ
納税課納税管理係 直通 (024)525-3717

〒960-8601 福島市五老内町3番1号
福島市役所 財務部 市民税課 市民税第一係
電話 代表(024)535-1111 内線 2426・2427・2428
直通(024)525-3791

特別徴収税額通知の電子データについて

令和6年度より、特別徴収税額通知(特別徴収義務者用・納税義務者用)について、電子データ正本の受け取りが可能となりました。
(特別徴収義務者用税額通知の電子データ副本については廃止となります。)

(1) 電子データの送付について

特別徴収税額通知(電子データ分)の発送日は 特別徴収義務者用・納税義務者用ともに令和6年5月22日です。

なお、納税義務者用の通知については、地方税共同機構のシステムを全国の自治体が利用する関係上、処理の集中等により、事業所様へ到着する日に差が生じる可能性があります。

(2) 使用不可文字について

特別徴収税額通知の電子データは地方税共同機構で用意されたシステムを用いて送付することとなりますが、特別徴収義務者用・納税義務者用のそれぞれにおいて用いるシステムが区別されています。

そのことに伴い、使用不可文字についての表示方法が以下の通り異なります。

① 特別徴収義務者用

すべての項目において、該当する文字が全角アンダーバー(〃)に置き換わります。

② 納税義務者用

氏名 … 該当する文字の読み仮名(全角カナ)に置き換わります。

氏名以外の項目 … 該当する文字が全角空白に置き換わります。

— 目 次 —

1. 令和6年度市・県民税・森林環境税の特別徴収について

2. 退職所得に関する市・県民税の特別徴収について

3. 異動届出書の記入例

<届出様式> ※各様式はコピーしてご利用ください。

・普通徴収から給与所得等に係る特別徴収への切り替え申請書(P13)

・特別徴収義務者の住所・名称等変更届出書(P14)

・ゆうちょ銀行・郵便局の指定について(P15)

届出様式がインターネットから取得できます

福島市ホームページからダウンロードすることができますのでご活用ください。

①ページの入り方

ホーム→暮らし・手続き→税金→個人市民税・県民税→申告・申請用紙等ダウンロード

②ダウンロード可能な様式

- ・給与支払報告書/特別徴収に係る給与所得者異動届出書
- ・普通徴収から給与所得等に係る特別徴収への切り替え申請書
- ・特別徴収義務者の住所・名称等変更届出書
- ・市民税・県民税特別徴収に係る納期特例申請書 等



福島市公金収納金融機関

東	邦	銀	行
福	島	信	庫
秋	田	銀	行
荘	内	銀	行
七	十	七	銀
き	ら	や	か
北	日	本	銀
福	島	銀	行
大	東	銀	行
福	島	県	商
東	北	労	働
ふ	く	し	ま
く	し	ま	未
し	ま	未	来
ま	未	来	農
未	来	農	業
来	農	業	協
農	業	協	同
業	協	同	組
協	同	組	合
同	組	合	
組	合		
合			

詳しくは納税課(024-525-3717)まで
お問い合わせください。

ゆうちょ銀行・郵便局について

特別徴収の納入が可能な店舗は、東北6県(福島県、宮城県、山形県、岩手県、秋田県、青森県)に所在するゆうちょ銀行・郵便局に限ります。

上記以外の店舗を利用される場合は、最終ページの「ゆうちょ銀行・郵便局の指定について」をご確認ください。

1 令和6年度 市・県民税・森林環境税の特別徴収について

別添通知書のとおりあなたの事業所(給与支払者)を特別徴収義務者に指定しました。つきましては、事務の円滑な処理を進めるために、次の点についてご協力をお願いします。

(1) 特別徴収税額の徴収について

特別徴収義務者は、納税義務者の年税額を令和6年7月から令和7年5月までの11か月で徴収していただくことになります。

なお、特別徴収税額が6,000円以下の場合は最初の月で全額徴収になります。

ただし、定額減税の対象外(合計所得金額が1,805万円を超える方)の納税義務者については、年税額を令和6年6月から令和7年5月までの12か月で徴収していただくことになります。

(2) 特別徴収税額の納入方法について

同封の納入書により福島市公金収納金融機関(目次ページ)へ徴収すべき月の翌月10日まで納入してください。

納期限である毎月10日が土曜、日曜、祝日の場合、翌営業日が納期限となります。

◎特別徴収に係る納期の特例について

給与の支払いを受ける従業員(福島市内、市外を問わず)が常時10名未満であり、一定の条件を満たす事業所等は、福島市長の承認を受けることにより、特別徴収税額を年2回の納期にまとめて納入することができる制度です。

6～11月までの特別徴収税額…令和6年12月10日納期限

12～5月までの特別徴収税額…令和7年6月10日納期限

納期の特例を希望する事業所は、「納期限特例申請書」に必要事項を記入し、市民税課市民税第一係にご提出ください。

※この特例は事業所が納入する納期の特例ですので、従業員からは毎月必ず給与支払いの際に市・県民税を徴収してください。

※給与の支払いを受ける総従業員数が常時10名未満でなくなった場合は、必ず「納期特例非該当届出書」をご提出ください。

※年度途中で申請する場合、納期の特例の適用はその承認を受けた月からとなります。

例)8月に承認を受けた場合

6, 7月に従業員から徴収した市・県民税・森林環境税…それぞれ翌月10日が納期限

8～11月に従業員から徴収した市・県民税・森林環境税…令和6年12月10日納期限

12～5月に従業員から徴収した市・県民税・森林環境税…令和7年6月10日納期限

(3) 異動届出書の提出について(詳しい書き方は9～11ページの記入例1～3をご参照ください。)

納税義務者に退職、転職等の異動があった場合は、早急に異動届出書に必要事項を記載の上、提出してください。また、特別徴収対象者のうち令和6年度について非課税で特別徴収税額がない方についても、給与支払報告書提出後に異動があった場合は、必ず提出してください。

なお、申請書が複数枚必要な場合は、申請書をコピーしてご使用ください。

提出期限 … 異動のあった月の翌月10日まで

提出先 … 福島市役所市民税課市民税第一係 ※郵送での提出も可能です。支所では受付できませんのでご注意ください。

異動のあった方の税額の徴収 … 異動の属する月分まで必ず徴収してください。

① 普通徴収から特別徴収への切り替え【記入例4】12ページ

- ・新規採用及び年度途中で採用された方を特別徴収にする場合、「普通徴収から給与所得等に係る特別徴収への切り替え申請書」(13ページ)をコピーし、必要事項を記入のうえ、市民税課市民税第一係に提出してください。
- ・普通徴収の納期限後の税額の切り替えはできませんので、納期限までに届くようにご提出ください。

② 給与支払報告書の提出と異動届の関係(令和7年1～4月の対応について)

特別徴収該当として給与支払報告書を提出された方に異動が生じ、令和7年度6月分から特別徴収ができなくなったときは「給与所得者異動届」を提出し、普通徴収への切り替えをしてください。

(例)令和7年1月に特別徴収該当として給与支払報告書を提出したが、令和7年3月で退職した場合

「異動届」を提出 → 令和7年6月から普通徴収へ

4月1日以降に給与の支払いを受けなくなった者がいる場合は、令和7年4月15日(月)必着。

(※4月15日以降にご提出された場合、6月からの特別徴収(当初の通知)に間に合わない場合があります。早期提出にご協力願います。)

(4) 公的年金所得のある方の特別徴収について

4月1日現在、65歳未満の方の年金所得にかかる市・県民税額は給与からの特別徴収に含めて徴収します。

このため、給与から特別徴収で納税されている方で年金所得もある方については、次のとおりの取り扱いとなります。

【65歳以上の方】

年金所得分の市・県民税は、原則として「公的年金からの特別徴収」となります。ただし、「公的年金からの特別徴収」の要件に該当しない方については、年金所得分の市・県民税は「普通徴収」になります。

【65歳未満の方】

年金所得分の市・県民税は、「給与からの特別徴収」となります。ただし、申告によって給与所得以外の所得にかかる税額を「自分で納付」とした場合は、給与所得以外の所得にかかる税額は「普通徴収」になります。

(5) 電子申告について

前々年度の源泉徴収票の提出枚数が100枚以上の場合、給与支払報告書の提出をeLTAXまたは光ディスク等で行わなければなりません。

(地方税法第317条の6)

<eLTAXのメリット>

1. 複数の地方公共団体へまとめて一度に申告できます。

税務署へ提出する源泉徴収票についても、eLTAXを利用して一括で作成・提出することが可能です。

詳しくはeLTAXホームページ(<https://www.eltax.lta.go.jp/>)をご覧ください。

2. 市販の税務・会計ソフト(eLTAX対応ソフト)のデータでそのまま申告できます。

3. eLTAXの利用料は無料です。※事前手続きに必要な電子証明書の取得に際しては、別途費用が必要となります。

eLTAXの新規利用手続きはeLTAXホームページ(<https://www.eltax.lta.go.jp/eltax/gaiyou/flow/>)をご覧ください。

(6) 税額変更通知について

年度途中で納税義務者の税額に変更があった場合、税額の変更通知書を送付します。

納税義務者用を従業員の方へ交付していただくとともに、変更された税額を徴収してください。

なお、変更の度に新しい納入書を発行しておりませんので、お手元の納入書の金額を訂正して使用してください。(下記参照)

変更額がすでに納入した額に影響する場合(還付金や不足額が発生する場合)や訂正した納入書の使用の可否に関するお問い合わせは、納税課納税管理係(024-525-3717)までお問い合わせください。

◎税額に変更があった場合の納入書の記入例

・すでに印字されている金額を訂正する場合

福島県 福島市		個人市民税 個人県民税 森林環境税		領収証書 (公)	
市区町村コード		口座番号		加入者名	
0 7 2 0 1 0		02170-1-960041		福島市会計管理者	
令和 6年 6月分		指定番号		納入金額(1)	
				60,000 円	
納入すべき金額が右の 納入金額(1)の欄の金額 と異なるときは、納入金額 (1)の欄を横線で抹消し、 納入金額(2)の欄に記入 してください。		納	給与分 (一括徴 収分を含 む)	億	千
		入	退職所 得金	百	十
		金	延滞金	万	千
		額	督促手 数料	百	十
		(2) 合計額		円	
納期限 令和 6年 7月10日					
(特別徴収義務者)					
住所 〒 960-8601					
又は 福島市五老内町3番1号					
所在地					
氏名					
又は 福島株式会社					
名称					
上記のとおり領収しました		領収日		納入者保管	
		付印			

①すでに印字され
ている納入金額
(1)を横線で消す

②納入金額(2)の
「給与分」に訂正後
の金額を記入する

・一度金額訂正したものを再度訂正する場合(2回目までなら訂正可)

福島県 福島市		個人市民税 個人県民税 森林環境税		領収証書 (公)	
市区町村コード		口座番号		加入者名	
0 7 2 0 1 0		02170-1-960041		福島市会計管理者	
令和 6年 6月分		指定番号		納入金額(1)	
				60,000 円	
納入すべき金額が右の 納入金額(1)の欄の金額 と異なるときは、納入金額 (1)の欄を横線で抹消し、 納入金額(2)の欄に記入 してください。		納	給与分 (一括徴 収分を含 む)	億	千
		入	退職所 得金	百	十
		金	延滞金	万	千
		額	督促手 数料	百	十
		(2) 合計額		円	
納期限 令和 6年 7月10日					
(特別徴収義務者)					
住所 〒 960-8601					
又は 福島市五老内町3番1号					
所在地					
氏名					
又は 福島株式会社					
名称					
上記のとおり領収しました		領収日		納入者保管	
		付印			

①納入金額(2)に
記入した金額を横
線で消し、訂正印
(代表者印)を押す
※窓口に来た担当
者の印でも可

②その上に再度訂
正後の金額を記入
する

「退職所得分・延滞金・督促手数料」がある場合は、合計額も記入してください。
ただし、「給与分」のみの場合は、合計額の記入は不要です。
なお、合計額を記入した後は金額の訂正はできませんのでご注意ください。

2 退職所得に対する市・県民税の特別徴収について

退職所得を支払う際には、次によりその他の所得と区別して退職所得に係る市・県民税を計算し、特別徴収していただくことになります。

(1) 納入する市町村について

退職手当等の支払いを受ける方が、支払いを受ける日の属する年の1月1日現在における住所地の市町村に納入していただきます。

(2) 退職所得申告書の提出義務について

- 退職手当等の支払いを受ける方は、その支払いを受ける時までに退職所得申告書(所得税「退職所得に関する申告書」と同一用紙)を、その支払者を経由して市町村長に提出しなければなりません。(支払者に提出したときに市町村長に提出したものとみなされます。)
- 支払者は、市町村長が提出を求めるまでの間、退職所得申告書を保存するものとされています。保存期間は退職所得申告書の提出期限の翌年1月10日の翌日から7年間です。

(3) 課税退職所得金額の算出について

次の表により課税退職所得金額を算出します。

退職手当等の区分	課税退職所得金額	
一般退職手当等の場合(※1)	$\left(\text{一般退職手当等の収入金額} - \text{退職所得控除額} \right) \times 1/2$	
特定役員退職手当等の場合(※2)	$\text{特定役員退職手当等の収入金額} - \text{退職所得控除額}$	
短期退職手当等の場合(※3)	短期退職手当等の収入金額－退職所得控除額 ≤ 300万円の場合 $\left(\text{短期退職手当等の収入金額} - \text{退職所得控除額} \right) \times 1/2$	短期退職手当等の収入金額－退職所得控除額 > 300万円の場合 $150\text{万円} + \left(\text{短期退職手当等の収入金額} - \left(300\text{万円} + \text{退職所得控除額} \right) \right)$

(※)

1. 一般退職手当等とは、退職手当等のうち、特定役員退職手当等及び短期退職手当等のいずれにも該当しないものをいいます。
2. 特定役員退職手当等とは、役員としての勤続年数(以下「役員等勤続年数」といいます。)が5年以下である人が支払を受ける退職手当等のうち、その役員等勤続年数に対応する退職手当等として支払を受けるものをいいます。
3. 短期退職手当等とは、短期勤続年数(役員等以外の者として勤務した期間により計算した勤続年数が5年以下であるものをいい、この勤続年数については役員等として勤務した期間がある場合、その期間を含めて計算します。以下同じです。)に対応する退職手当等として支払を受けるものであって、特定役員退職手当等に該当しないものをいいます。

(注)

1. 課税退職所得金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。
2. 本年中に一般退職手当等、特定役員退職手当等又は短期退職手当等のうち2以上の退職手当等がある場合の課税退職所得金額の計算方法については、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】をご確認ください。

(4) 退職所得控除額について

次の表により退職所得控除額を求めます。

勤続年数	退職所得控除額		勤続年数	退職所得控除額	
	一般退職の場合	障害退職の場合		一般退職の場合	障害退職の場合
2年以下	千円 800	千円 1,800	24年	千円 10,800	千円 11,800
3年	1,200	2,200	25年	11,500	12,500
4年	1,600	2,600	26年	12,200	13,200
5年	2,000	3,000	27年	12,900	13,900
6年	2,400	3,400	28年	13,600	14,600
7年	2,800	3,800	29年	14,300	15,300
8年	3,200	4,200	30年	15,000	16,000
9年	3,600	4,600	31年	15,700	16,700
10年	4,000	5,000	32年	16,400	17,400
11年	4,400	5,400	33年	17,100	18,100
12年	4,800	5,800	34年	17,800	18,800
13年	5,200	6,200	35年	18,500	19,500
14年	5,600	6,600	36年	19,200	20,200
15年	6,000	7,000	37年	19,900	20,900
16年	6,400	7,400	38年	20,600	21,600
17年	6,800	7,800	39年	21,300	22,300
18年	7,200	8,200	40年	22,000	23,000
19年	7,600	8,600	41年以上	22,000千円に、 勤続年数が40年 を超える1年ごと に700千円を加 算した金額	23,000千円に、 勤続年数が40年 を超える1年ごと に700千円を加 算した金額
20年	8,000	9,000			
21年	8,700	9,700			
22年	9,400	10,400			
23年	10,100	11,100			

(注)左の表における用語の意味は、次のとおりです。

1. 「勤続年数」とは、退職手当等の支払を受ける人が、退職手当等の支払者の元においてその退職手当等の支払の基となった退職の日まで引き続き勤務した期間により計算した一定の年数をいいます。
2. 「障害退職の場合」とは、障害者になったことに直接基因して退職したと認められる一定の場合をいいます。
3. 「一般退職の場合」とは、障害退職以外の退職の場合をいいます。

(5) 退職所得等にかかる市・県民税の計算について

以下により市・県民税の税額を求めます。

(3)の手順で求めた課税退職所得金額 × 税率(※)

(※)税率 市民税:6% 県民税:4%

※福島市ホームページに特別徴収税額算出シートを掲載していますのでご活用ください。

(<https://www.city.fukushima.fukushima.jp/shimin-sdaiichi/kurashi/zekin/shiminze/kenminze/shotokushurui/779.html>)



(6) 徴収した税額の納入について

(1) 納入申告書の提出について

① 法人の場合【記入例7ページ参照】

納入書裏面の「市民税県民税納入申告書(法人様用)」(7ページ参照)に必要事項を記載してください。

② 個人事業主の場合

納入書裏面の法人様用の納入申告書は使用できません。

7ページ「市民税県民税納入申告書(個人事業主様用)」をコピーして必要事項を記載し、市民税課にご提出ください。

(2) 納入の手続き

納入書納入金額欄の「退職所得分」に金額を記入し、徴収した翌月の10日までに納入してください。

[法人用納入申告書](納入書の裏面)

市 民 税		納 入 申 告 書									
県 民 税		(法 人 様 用)									
福島市長 様											
年 月 日提出											
		年 月 分				人 員		人			
退 職 手 当 等 支 払 金 額		十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
特 別 徴 収 税 額	市 民 税										
	県 民 税										
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により、上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。											
法 人 番 号											
(特別徴収義務者)								(受 付 印)			
住所又は 千 所在地								印			
氏名又は 名 称											

[個人事業主用納入申告書]

市 民 税		納 入 申 告 書									
県 民 税		(個人事業主様用)									
福島市長 様										(受付印)	
年 月 日提出											
		年 月 分				人 員		人			
退 職 手 当 等 支 払 金 額		十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
特 別 徴 収 税 額	市 民 税										
	県 民 税										
特 別 徴 収 義 務 者	住所(居所) 及び所在地										
	氏 名 及び名称										
個 人 番 号											
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により、上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。											

退職所得を合算して納入する場合の記載例

〈表〉

福島県 福島市		個人市民税 個人県民税 森林環境税		領収証書 (公)																					
市区町村コード	072010	口座番号	02170-1-960041	加入者名	福島市会計管理者																				
令和 6年 6月分		指定番号	009111111	納入金額(1)	800,000 円																				
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。		<table border="1"> <tr> <td>給与分 (一括徴収分を含む)</td> <td>億</td><td>千</td><td>百</td><td>十</td><td>万</td><td>千</td><td>百</td><td>十</td><td>円</td> </tr> <tr> <td>退職所得分</td> <td>2</td><td>1</td><td>2</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td> </tr> </table>				給与分 (一括徴収分を含む)	億	千	百	十	万	千	百	十	円	退職所得分	2	1	2	0	0	0	0	0	0
給与分 (一括徴収分を含む)	億	千	百	十	万	千	百	十	円																
退職所得分	2	1	2	0	0	0	0	0	0																
納期限	令和6年7月10日	合計額 3 9 2 0 0 0 0 0																							
(特別徴収義務者) 住所 〒 960-8111 又は 福島市五老内町3番1号 氏名 福島株式会社 又は 名称		領収書日付印 様 (納入者保管)																							

福島県 福島市		個人市民税 個人県民税 森林環境税		納入書 (公)																					
市区町村コード	072010	口座番号	02170-1-960041	加入者名	福島市会計管理者																				
令和 6年 6月分		指定番号	009111111	納入金額(1)	800,000 円																				
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。		<table border="1"> <tr> <td>給与分 (一括徴収分を含む)</td> <td>億</td><td>千</td><td>百</td><td>十</td><td>万</td><td>千</td><td>百</td><td>十</td><td>円</td> </tr> <tr> <td>退職所得分</td> <td>2</td><td>1</td><td>2</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td> </tr> </table>				給与分 (一括徴収分を含む)	億	千	百	十	万	千	百	十	円	退職所得分	2	1	2	0	0	0	0	0	0
給与分 (一括徴収分を含む)	億	千	百	十	万	千	百	十	円																
退職所得分	2	1	2	0	0	0	0	0	0																
納期限	令和6年7月10日	合計額 3 9 2 0 0 0 0 0																							
(特別徴収義務者) 住所 〒 960-8111 又は 福島市五老内町3番1号 氏名 福島株式会社 又は 名称		領収書日付印 (金融機関又はゆうちょ銀行・郵便局保管)																							

福島県 福島市		個人市民税 個人県民税 森林環境税		納入済通知書 (公)																					
市区町村コード	072010	口座番号	02170-1-960041	加入者名	福島市会計管理者																				
令和 6年 6月分		指定番号	009111111	納入金額(1)	800,000 円																				
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。		<table border="1"> <tr> <td>給与分 (一括徴収分を含む)</td> <td>億</td><td>千</td><td>百</td><td>十</td><td>万</td><td>千</td><td>百</td><td>十</td><td>円</td> </tr> <tr> <td>退職所得分</td> <td>2</td><td>1</td><td>2</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td> </tr> </table>				給与分 (一括徴収分を含む)	億	千	百	十	万	千	百	十	円	退職所得分	2	1	2	0	0	0	0	0	0
給与分 (一括徴収分を含む)	億	千	百	十	万	千	百	十	円																
退職所得分	2	1	2	0	0	0	0	0	0																
納期限	令和6年7月10日	合計額 3 9 2 0 0 0 0 0																							
(特別徴収義務者) 住所 〒 960-8111 又は 福島市五老内町3番1号 氏名 福島株式会社 又は 名称		領収書日付印 納																							

納入済通知書の金額欄に〒は記入しないでください。

〈裏〉

市民税 県民税		納入申告書 (法人様用)	
福島市長 様 令和 6 年 7 月 5 日提出			
退職手当等支払金額		令和 6 年 6 月分	人員 1 人
		十 千 百 十 万 千 百 十 円	
特別徴収税額	市民税	1 6 0 0 0 0 0 0	7 2 0 0 0
	県民税	4 8 0 0 0	4 8 0 0 0
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により、上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。			
法人番号		1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3	
(特別徴収義務者) 住所又は 〒 960-8111 所在地 福島市五老内町3番1号 氏名又は 福島株式会社 名称		(受付印)	

(市民税) 72,000円 + (県民税) 48,000円 = 120,000円

【納入申告書の記載方法】

- ①退職手当等支払金額を記載する。
- ②市民税額及び県民税額を記載する。

【納入書の記載方法】

- ①納入金額を横線で消す。
- ②「退職所得分」の欄に裏面(納入申告)に記載した市民税と県民税を合計した金額を記載する。
- ③「合計額」の欄に「給与分」と「退職所得分」の合計を記載する

【記入例1】
(退職により未徴収税額を普通徴収に切り替える場合)

[illegible]

【記入例2】
(退職者の未徴収税額を一括徴収する場合)

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、翌月10日までに提出してください。

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書										年度		1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度		
◎異動があった場合は、翌月10日までに提出してください。														
福島市長様			（特別徴収者） 給与支払者		所在地 フリガナ 氏名又は名称 個人番号 又は法人番号		〒960-8111 福島市五老内町3番1号 福島株式会社 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 0 0 0				特別徴収義務者 指定番号 宛名番号 担連 当絡 者先		009111111 12 人事課 給与係 福島 一平 024-535-1111	
〇年 〇月 〇日提出							一個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載							
給 与 所 得 者			フリガナ 氏名 生年月日 個人番号 受給者番号 1月1日現在の住所 異動後の住所		（ア） 特別徴収税額 （年税額） 39,100		（イ） 徴収済額 32,700 円		（ウ） 未徴収税額 （ア）－（イ） 6,400 円		異 年 月 日 〇 年 〇 月 〇 日		異 動 の 事 由 1. 退職 2. 転職 3. 死亡 4. 退職 5. 退職 6. 退職 7. 退職 8. 退職 9. 退職 10. 退職 11. 退職 12. 退職 13. 退職 14. 退職 15. 退職 16. 退職 17. 退職 18. 退職 19. 退職 20. 退職 21. 退職 22. 退職 23. 退職 24. 退職 25. 退職 26. 退職 27. 退職 28. 退職 29. 退職 30. 退職 31. 退職 32. 退職 33. 退職 34. 退職 35. 退職 36. 退職 37. 退職 38. 退職 39. 退職 40. 退職 41. 退職 42. 退職 43. 退職 44. 退職 45. 退職 46. 退職 47. 退職 48. 退職 49. 退職 50. 退職 51. 退職 52. 退職 53. 退職 54. 退職 55. 退職 56. 退職 57. 退職 58. 退職 59. 退職 60. 退職 61. 退職 62. 退職 63. 退職 64. 退職 65. 退職 66. 退職 67. 退職 68. 退職 69. 退職 70. 退職 71. 退職 72. 退職 73. 退職 74. 退職 75. 退職 76. 退職 77. 退職 78. 退職 79. 退職 80. 退職 81. 退職 82. 退職 83. 退職 84. 退職 85. 退職 86. 退職 87. 退職 88. 退職 89. 退職 90. 退職 91. 退職 92. 退職 93. 退職 94. 退職 95. 退職 96. 退職 97. 退職 98. 退職 99. 退職 100. 退職 101. 退職 102. 退職 103. 退職 104. 退職 105. 退職 106. 退職 107. 退職 108. 退職 109. 退職 110. 退職 111. 退職 112. 退職 113. 退職 114. 退職 115. 退職 116. 退職 117. 退職 118. 退職 119. 退職 120. 退職 121. 退職 122. 退職 123. 退職 124. 退職 125. 退職 126. 退職 127. 退職 128. 退職 129. 退職 130. 退職 131. 退職 132. 退職 133. 退職 134. 退職 135. 退職 136. 退職 137. 退職 138. 退職 139. 退職 140. 退職 141. 退職 142. 退職 143. 退職 144. 退職 145. 退職 146. 退職 147. 退職 148. 退職 149. 退職 150. 退職 151. 退職 152. 退職 153. 退職 154. 退職 155. 退職 156. 退職 157. 退職 158. 退職 159. 退職 160. 退職 161. 退職 162. 退職 163. 退職 164. 退職 165. 退職 166. 退職 167. 退職 168. 退職 169. 退職 170. 退職 171. 退職 172. 退職 173. 退職 174. 退職 175. 退職 176. 退職 177. 退職 178. 退職 179. 退職 180. 退職 181. 退職 182. 退職 183. 退職 184. 退職 185. 退職 186. 退職 187. 退職 188. 退職 189. 退職 190. 退職 191. 退職 192. 退職 193. 退職 194. 退職 195. 退職 196. 退職 197. 退職 198. 退職 199. 退職 200. 退職 201. 退職 202. 退職 203. 退職 204. 退職 205. 退職 206. 退職 207. 退職 208. 退職 209. 退職 210. 退職 211. 退職 212. 退職 213. 退職 214. 退職 215. 退職 216. 退職 217. 退職 218. 退職 219. 退職 220. 退職 221. 退職 222. 退職 223. 退職 224. 退職 225. 退職 226. 退職 227. 退職 228. 退職 229. 退職 230. 退職 231. 退職 232. 退職 233. 退職 234. 退職 235. 退職 236. 退職 237. 退職 238. 退職 239. 退職 240. 退職 241. 退職 242. 退職 243. 退職 244. 退職 245. 退職 246. 退職 247. 退職 248. 退職 249. 退職 250. 退職 251. 退職 252. 退職 253. 退職 254. 退職 255. 退職 256. 退職 257. 退職 258. 退職 259. 退職 260. 退職 261. 退職 262. 退職 263. 退職 264. 退職 265. 退職 266. 退職 267. 退職 268. 退職 269. 退職 270. 退職 271. 退職 272. 退職 273. 退職 274. 退職 275. 退職 276. 退職 277. 退職 278. 退職 279. 退職 280. 退職 281. 退職 282. 退職 283. 退職 284. 退職 285. 退職 286. 退職 287. 退職 288. 退職 289. 退職 290. 退職 291. 退職 292. 退職 293. 退職 294. 退職 295. 退職 296. 退職 297. 退職 298. 退職 299. 退職 300. 退職 301. 退職 302. 退職 303. 退職 304. 退職 305. 退職 306. 退職 307. 退職 308. 退職 309. 退職 310. 退職 311. 退職 312. 退職 313. 退職 314. 退職 315. 退職 316. 退職 317. 退職 318. 退職 319. 退職 320. 退職 321. 退職 322. 退職 323. 退職 324. 退職 325. 退職 326. 退職 327. 退職 328. 退職 329. 退職 330. 退職 331. 退職 332. 退職 333. 退職 334. 退職 335. 退職 336. 退職 337. 退職 338. 退職 339. 退職 340. 退職 341. 退職 342. 退職 343. 退職 344. 退職 345. 退職 346. 退職 347. 退職 348. 退職 349. 退職 350. 退職 351. 退職 352. 退職 353. 退職 354. 退職 355. 退職 356. 退職 357. 退職 358. 退職 359. 退職 360. 退職 361. 退職 362. 退職 363. 退職 364. 退職 365. 退職 366. 退職 367. 退職 368. 退職 369. 退職 370. 退職 371. 退職 372. 退職 373. 退職 374. 退職 375. 退職 376. 退職 377. 退職 378. 退職 379. 退職 380. 退職 381. 退職 382. 退職 383. 退職 384. 退職 385. 退職 386. 退職 387. 退職 388. 退職 389. 退職 390. 退職 391. 退職 392. 退職 393. 退職 394. 退職 395. 退職 396. 退職 397. 退職 398. 退職 399. 退職 400. 退職 401. 退職 402. 退職 403. 退職 404. 退職 405. 退職 406. 退職 407. 退職 408. 退職 409. 退職 410. 退職 411. 退職 412. 退職 413. 退職 414. 退職 415. 退職 416. 退職 417. 退職 418. 退職 419. 退職 420. 退職 421. 退職 422. 退職 423. 退職 424. 退職 425. 退職 426. 退職 427. 退職 428. 退職 429. 退職 430. 退職 431. 退職 432. 退職 433. 退職 434. 退職 435. 退職 436. 退職 437. 退職 438. 退職 439. 退職 440. 退職 441. 退職 442. 退職 443. 退職 444. 退職 445. 退職	

**【記入例3】
(転職・転勤により未徴収税額を新しい勤務先で特別徴収する場合)**

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書										年 度		1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度				
◎異動があった場合は、翌月10日まで提出してください。																
(宛先) 福 島 市 長 様 ○年 ○月 ○日提出		給与支払者 (特別徴収義務者)		所在地		〒960-8111 福島市五老内町3番1号				特別徴収義務者指定番号		0091111111				
				フリガナ		フクシマカブ シンカイシャ				宛 名 番 号		12				
				氏名又は名称		福島株式会社				担 連 所 属		人事課 給与係				
				個人番号又は法人番号		1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 0 0 0 0				氏 名		福 島 一 平				
						～個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載				当 絡 者 先		電 話 024-535-1111				
給 与 所 得 者	フリガナ		シノブ タロウ		(ア)		(イ)		(ウ)		異 動		異 動 の 事 由		異動後の未徴収税額の徴収方法	
	氏 名		信 夫 太 郎		(ア)		(イ)		(ウ)		異 年 月 日					
	生年月日		T (S) H・R 62 年 3 月 3 日		特別徴収税額 (年税額)		徴収済額		未徴収税額 (ア) - (イ)							
	個人番号		2 3 4 5 6 7 8 9 0 0 0 0 1													
	受給者番号		12345													
1月1日現在の住所		福島市		給与所得者の個人番号又は法人番号と、 給与所得者の個人番号を記入します。 給与所得者の個人番号は本人特定に使用するため、誤りのないよう必ず記入してください。		1月から		10 月から		○ 年		2		1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)		
異動後の住所						○ 月 まで		5 月 まで		○ 月		○ 日				
						円		25,600 円								
1. 特別徴収継続の場合																
新 し い 徴 収 義 務 者 (新 し い 勤 務 先)		特別徴収義務者指定番号		0092222222 (新規)		法人番号		9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 0 0 0				新しい勤務先へは、月割額 3,200 円を				
		所在地		〒960-8032 福島市		担当者連絡先		所 属 人事課 給与係				10 月分 (翌月10日納入期限分) から				
		フリガナ						氏 名 吾妻 京子				徴 納入するよう連絡済みです。				
		氏名又は名称		福島第二株式会社				電 話 024-557-1384				新勤務先に、月割額・徴収開始月を 申し送りしたうえで記入してください。 また、旧勤務先での徴収済月と 新勤務先での徴収開始月は ひと月も間が空かないようお願いします。				
2. 一括徴収の場合																
理 由		1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため						徴収予定月日		徴収予定額 (上記 (ウ) と同額)		月分 (翌月10日納入期限分) で 納入します。				
								月 日		円						
3. 普通徴収の場合																
理 由		1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額 (ウ) 以下であるため 3. 死亡による退職であるため						※摘要 (連絡欄)								

【記入例4】

(就職等により普通徴収から特別徴収へ切り替える場合)

普通徴収から給与所得に係る特別徴収への切り替え申請書

福島市の指定番号をお持ちでない場合は「新規」と記入してください。

福島市長 様	(特別徴収義務者) 給与支払者	名 称	福島株式会社		特別徴収義務者 指 定 番 号	009000000	
年 月 日		所在地	〒960-8111 福島市五老内町3番1号		連絡者	係・氏名	人事課給与係 福島一平
						TEL	(024) 535-1111

給 与 所 得 者	フリガナ	シノブ ジロウ		貴事業所で使用したい受給者番号	納税通知書番号 (本人宛通知書参照)				
	氏 名	信 夫 次 郎		12345					
	生 年 月 日	大正・昭和・平成	2	年	4	月	15	日	摘 要(連絡欄)
	現 住 所	福島市本町6番2号							
	1月1日現在の住所	福島市 同上							お手元に普通徴収(個人納付)の納税通知書がある場合は記入してください。(ない場合は記入不要です。)

注意事項

- 普通徴収の納期限が過ぎた税額は、特別徴収へ切り替えることができませんので、納期限までに届くように提出してください。また、過年度相当の普通徴収税額については、特別徴収に切り替えることはできません。
(参考)福島市個人市民税県民税納期限
第1期 6月末日 第2期 8月末日 第3期 10月末日 第4期 1月末日
(納期限が土曜・日曜・祝日の場合は、金融機関等の翌営業日が納期限となります。)

- 福島市からの特別徴収税額の通知書発送は下表の日程で送付いたします。なお、日程の詳細は月によって若干異なりますので、お問い合わせください。

届出時期	通知書発送予定日	給与天引き開始月
各月月下旬まで	届出月の翌月中旬	原則届出月の2ヶ月後

(上記のほかに6月・7月初旬にも通知書を発送します。)

- 二重納付を防ぐため、本人宛普通徴収の納付書を添付してください。納期限後の納付書は個人で納付してください。(本人宛に届いていない場合は、添付不要です。)

- 4月1日現在、65歳以上の方は公的年金等所得に係る税額を給与からの特別徴収に切り替えることはできません。

※福島市記入欄※

配 分	異 動 事 由	指 定 番 号	受 給 者 番 号	口座	普区分
	31.徴収方法の変更			有	有
				無	無

普通徴収の納期限が過ぎていない

第 1 2 3 4 期以降を

10 月分 (11 月 10 日納期限分)

丸印をつけてください。

より特別徴収を開始します。

※ 特別徴収開始月は左記の注意事項のとおり、原則として届出の月の2ヶ月後になります。

■提出先・お問い合わせ先■

〒960-8601 福島市五老内町3番1号
福島市役所市民税課市民税第一係
電話 024-535-1111(内線2426・2427・2428)

普通徴収から給与所得に係る特別徴収への切り替え申請書

福島市長 様 年 月 日	(特別徴収義務者 給与支払者)	名 称		特別徴収義務者 指 定 番 号		
		所在地	〒	連絡者	係・氏名	
		法人番号			TEL	() —

給 与 所 得 者	フリガナ	貴事業所で使用したい受給者番号		納税通知書番号 (本人宛通知書参照)	
	氏 名				
	生 年 月 日	大正・昭和・平成 年 月 日		摘 要(連絡欄)	
	現 住 所				
	1月1日現在の住所	福島市			

注意事項

- 1 普通徴収の納期限が過ぎた税額は、特別徴収へ切り替えることができませんので、納期限までに届くように提出してください。また、過年度相当の普通徴収税額については、特別徴収に切り替えることはできません。
 (参考)福島市個人市民税県民税納期限
 第1期 6月末日 第2期 8月末日 第3期 10月末日 第4期 1月末日
 (納期限が土曜・日曜・祝日の場合は、金融機関等の翌営業日が納期限となります。)

- 2 福島市からの特別徴収税額の通知書発送は下表の日程で送付いたします。なお、日程の詳細は月によって若干異なりますので、お問い合わせください。

届出時期	通知書発送予定日	給与天引き開始月
各月月下旬まで	届出月の翌月中旬	原則届出月の2ヶ月後

(上記のほかに6月・7月初旬にも通知書を発送します。)

- 3 二重納付を防ぐため、本人宛普通徴収の納付書を添付してください。納期限後の納付書は個人で納付してください(本人宛に届いていない場合は、添付不要です。)

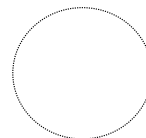
- 4 4月1日現在、65歳以上の方は公的年金等所得に係る税額を給与からの特別徴収に切り替えることはできません。

※福島市記入欄※

配 分	異 動 事 由	指 定 番 号	受 給 者 番 号	口座	普区分
	31.徴収方法の変更			有	有
				無	無

普通徴収の納期限が過ぎていない

第 1 2 3 4 期以降を



月 分 (____ 月 ____ 日納期限分)

より特別徴収を開始します。

※ 特別徴収開始月は左記の注意事項のとおり、原則として届出の月の2ヶ月後になります。

■提出先・お問い合わせ先■

〒960-8601 福島市五老内町3番1号
 福島市役所市民税課市民税第一係
 電話 024-535-1111(内線2426・2427・2428)

特別徴収義務者の住所・名称等変更届出書

◎変更があった場合はすみやかに提出してください。

年 月 日 福島市長様	給（特別徴収義務者） 与 支 払 者	所在地											特別徴収義務者 指 定 番 号		
		名 称 代表者の 職氏名印 法人番号											連絡者の係 及び氏名 並びにその 電 話 番 号	係	
														氏名	
														電話（ ） -	
														内線	

変更理由	1. 名称変更	2. 所在地移転	3. 送付先変更	4. 合併(※)	5. 特別徴収事務の一本化(統合など)(※)	6. その他()
事 項	変 更 前			変 更 後		変 更 年 月 日
フリガナ						年 月 日
名 称						
フリガナ						年 月 日
所 在 地	〒			〒		
フリガナ						年 月 日
送 付 先	〒			〒		
※変更理由が合併か統合の場合は記入してください	事業所名【 (福島市指定番号)】と合併・統合 ※合併による解散の場合、原則特別徴収義務者指定番号が変更になります。 ※合併・統合の場合は、合併・統合先への転勤の異動届出書も提出してください。					

○変更の事項のみ記入してください。

注)

○所在地・名称には誤読をさけるために必ずフリガナをつけてください。

○納税者個人の住所の変更・法人の代表者の変更の場合、届出の必要はありません。

◎法人市民税に係る異動届出書は、別途ご提出が必要になります。

6 ゆうちょ銀行・郵便局の指定について

東北6県(福島県、宮城県、山形県、岩手県、秋田県、青森県)以外に所在するゆうちょ銀行・郵便局を利用される場合は、あらかじめそのゆうちょ銀行・郵便局を福島市の納入取り扱い局として指定する必要があります。

初回納入時に以下の指定通知書郵便局名を記入の上、右側を郵便局へ提出してください。(左側は事業者控えです。)

2回目以降の納入時には不要です。

(事業者控)

指定通知書

特別徴収義務者 様

ゆうちょ銀行(店) を
郵便局

福島市の市・県民税・森林環境税(特別徴収)の取り扱い局等に指定しましたので通知いたします。

年 月 日

福島市長
(公印省略)

(ゆうちょ銀行・郵便局提出)

指定通知書

店 長 様
郵便局長

貴店(局)を地方税法第321条の5第4項の規定に基づき福島市の市・県民税・森林環境税(特別徴収)取り扱い局等に指定しましたので通知いたします。

年 月 日

福島市長
(公印省略)

記

認可番号	第1号
口座番号	02170-1-960041
	02270-0-960641
加入者名称	福島市会計管理者
取りまとめ局	仙台貯金事務センター

(きりとり線)

定額減税について

令和6年度個人住民税の定額減税が実施されることになりました。送付した特別徴収税額の決定・変更通知書(特別徴収義務者用)には、定額減税後の税額を記載しています。

納税者本人の定額減税の額は、次の金額の合計額です。ただし、その合計額が個人住民税の所得割を超える場合は、所得割の額を限度とします。
なお、均等割および森林環境税のみ課税の方、合計所得金額が1,805万円を超える方は定額減税の対象外です。

1. 納税者本人・・・1万円
2. 控除対象配偶者または扶養親族(国外居住者を除く)・・・1人につき 1万円

給与所得にかかる特別徴収の場合

令和6年6月分の特別徴収を行わず、令和6年7月から令和7年5月の11か月で徴収していただきます。

(注)定額減税の対象とならない方(均等割および森林環境税のみ課税の方、合計所得金額が1,805万円を超える方)の場合は、年税額を令和6年6月から令和7年5月の12か月で徴収していただきます。

(注)定額減税後に所得割額が0円(均等割額6,000円のみ)となった場合は、令和6年7月分でまとめて徴収していただきます。

